

家事支援サービス利用促進による 女性労働供給の拡充 ^{*1}

京都大学 岩本武和研究会 労働雇用①分科会

武本優作^{*2} 志賀琴乃^{*3} 寺崎洋平^{*4} 長屋徹^{*5} 早川裕太^{*6}
原田茜^{*7} 青木佑太朗^{*8} 岩田一真^{*9} 平田文佳^{*10} 細田諭志^{*11}
吉田樹^{*12}

2015 年 11 月

^{*1} 本稿は、2015 年 12 月 5 日、12 月 6 日に行われる、ISFJ 日本政策学生会議「政策フォーラム 2015」のために作成したものである。本稿の作成にあたっては、岩本武和教授（京都大学）、磯貝茂樹氏（ペンシルバニア州立大学博士後期課程）をはじめ多くの方々から熱心かつ有益なコメントを頂戴した。ここに記して感謝の意を表したい。しかしながら、本稿にあり得る誤り、主張の一切の責任は言うまでもなく筆者たち個人に帰するものである。なお、本稿の分析に際しては、慶應義塾大学パネルデータ設計・解析センターによる「日本家計パネル調査」の個票データの提供を受けた。

^{*2} 京都大学経済学部経済経営学科 3 回生

^{*3} 同上

^{*4} 同上

^{*5} 同上

^{*6} 同上

^{*7} 同上

^{*8} 京都大学経済学部経済経営学科 2 回生

^{*9} 同上

^{*10} 同上

^{*11} 同上

^{*12} 同上

要約

我が国では現在および将来の深刻な労働力不足が予測されている。OECD[2015]によると、人口の減少に伴って生産年齢人口は下降の一途をたどり、2050年には現在の40%ほどになるという推定結果が出ている。このような労働力不足は潜在成長率の上昇を抑制し、国民の生活水準の向上を妨げるだけでなく、財政健全化の足枷にもなりうる。本稿ではこのような深刻な状況を鑑み、現在及び将来の労働力不足解消のための政策を提言する。

そこで注目したのが女性労働力である。我が国には出産・育児および家事負担のために自らが望む労働を実現できていない女性が数多く存在している。政府もこれまで育児負担減少のために様々な施策を打ち出してきたが、依然根本的な解決には至っていない。また、現在まで家事支援のための政策はほとんど取られてこなかった。そこで我々は、現行の政策に加え民間の家事支援サービスの利用を促進することによって女性の家事・育児負担を軽減し、労働市場への参加を促すことができると考えた。

現状の家事支援サービスの利用率は2%程であり、利用している世帯はほとんどない。その主な理由としては認知度が低いことに加え、料金の負担が大きいこと、他人を家に上げることに對する不安感があることが、野村総合研究所の「平成26年度女性の活躍推進のための家事支援サービスに関する調査」で明らかになった。また、サービス事業者側への調査である、野村総合研究所「平成22年度サービス産業活動環境整備調査事業報告書（家庭生活サポートサービス産業についての調査事業）」からは、約15%もの企業が人材の確保に課題を抱えていることが示された。

これらの問題点を解決するために本稿では、(1) 家事支援サービス利用額に応じた税額控除、(2) 家事支援サービス事業者の認可制度の確立、(3) サービス従事者確保のための就業支援、の三つの政策を提言する。

(1) については、配偶者控除の廃止も同時に提言し、財源を確保する。またシミュレーションを行うことで、労働供給、税収、社会厚生 of 三つの観点から適切な控除制度、控除率、控除額の上限を導く。さらに、事務手続きの追加的なコストについても言及する。

(2) では、「サービス提供前に利用者とスタッフでコミュニケーションを取る機会を設けている」「利用者がスタッフを定期的に評価し、その評価が第三者も確認できるような仕組みを設けている」などのサービス利用者の信頼を得るための具体的な認可条件を設定する。加えて実際の手続きの策定や運営主体の決定も行う。

(3) では東京都の一部の自治体で行われている施策を参考にし、サービス供給人材確保のため、

就職説明会、個別相談会、職業体験という内容を含んだ家事支援サービス就職説明イベントの各都道府県による継続的な実施を提言する。

以上の内容について、まず本稿第1章では日本の労働力不足問題と、その解決方法として考えられる手段について述べ、潜在的な労働力である女性の労働力を活用することが労働力不足の解消のために適切であることを示す。続く第2章では女性の労働供給について分析し、家事・育児の負担が女性の労働市場参加を妨げている大きな要因であることを明らかにする。さらに、現行の家事・育児支援政策について概観し、現在の政策と相互補完的な新たな政策として家事支援サービスの拡充を提言する。第3章では、改めて家事支援サービスを取り上げ、現状・問題点を分析するとともに更なる拡充に向けた三つのアプローチを提示する。そのそれぞれについて、(1) 家事支援サービス利用額に応じた税額控除、(2) 家事支援サービス業者の認可制度の確立、(3) サービス従事者確保のための就業支援という三つの政策を提言し政策の方向性を示す。第4章の分析では、三つの政策のうちの税額控除についてその効果をシミュレーションする。その際には分析で参照した先行研究及び本稿の独自性について言及し、分析の手法について説明する。分析は大きく分けて、ミクロデータを用いた家計の効用関数推定と、それをもとにした労働時間変化のシミュレーションからなる。考えられる税制改革のシナリオそれぞれについて、労働時間選択の変化・税収の変化・社会厚生変化の三つを算出し、それらをもとに適切な控除制度を判断する。第5章の政策提言で運営主体やコストなど政策の具体的な部分について述べ、最後に実現可能性や今後の展望について言及し本稿の提言とする。

目次

はじめに	4
第 1 章 日本の労働力不足	5
1.1 日本の労働力問題	5
1.2 原因と解決手段	7
第 2 章 女性労働力拡充への課題	9
2.1 女性労働力の現状	9
2.2 現行の家事・育児支援政策	13
第 3 章 政策の方向性	16
3.1 家事支援サービスの現状	16
3.2 海外の事例	17
3.3 政策案と期待される効果	17
第 4 章 分析	20
4.1 分析の概要	20
4.2 効用関数の推定	21
4.3 シミュレーション	26
第 5 章 政策提言	31
5.1 家事支援サービス利用促進税制	31
5.2 家事支援サービス業者認可制度	32
5.3 家事支援サービス就業支援政策	35
5.4 実現可能性と今後の展望	37
5.5 まとめ	37
おわりに	39
先行論文・参考文献・データ出典	40

はじめに

日本は 1990 年代から始まる平成不況に苦しめられてきた。物価が下落し続けるデフレ経済に悩まされ、経済活動が停滞し、政府は減少し続ける財源を賄うために国債を発行し続けた。その結果、我が国ではプライマリーバランスが赤字で債務残高は対 GDP 比 200% を超えるという事態に陥っている。そこで政府は大胆な金融緩和、機動的な財政政策、成長戦略を柱とするアベノミクスを実施し、デフレからの脱却と経済成長率の向上を図ってきた。この政策は一定の成功を収め、政府は希望を生み出す強い経済、夢を紡ぐ子育て支援、安心につながる社会保障の高三本の矢を掲げ、新たな戦略を打ち出している。

しかしこのような政府の施策の大きな妨げとなる問題が存在する。その問題とは労働力不足である。Solow[1957]における成長会計に代表されるように労働力人口の変化率は経済成長率に寄与するのだが、IMF[2004]によれば、少子高齢化の進行する我が国では今後人口動態の変化が経済成長率に負の影響を与えることが予測されている。したがって、可及的速やかに労働供給を確保しなければならない。

本稿では労働供給を確保する手段として女性に着目する。現在日本では就業意欲があり、潜在的に労働力が供給可能な女性が数多く存在する。しかし現状女性に家庭内の家事・育児負担が偏っており、労働供給を妨げているため、負担の軽減が必要である。そこで家庭内の家事・育児負担を請け負う家事支援サービスに焦点を当て、その利用拡大を政策として提言する。また、本政策の労働供給への効果を分析するためにミクロ計量モデルを用いたシミュレーションを行った。

我々が提言する政策は以下の三つに要約される。一つ目は家事支援サービスの利用者の負担軽減、二つ目は第三者による品質認可、事業者側の積極的な情報開示を通じた本サービスの信頼獲得、三つ目はサービス提供人材の確保である。

本稿の主張は、女性の家庭内の家事・育児負担を減少させることで労働供給が増加するという一点に集約される。本稿の提言を通じ、日本の労働力不足及び女性の労働供給の再認識と家事支援サービスについて一考する機会を提供できれば幸いである。

第 1 章

日本の労働力不足

我が国の労働力問題は看過できない深刻な問題である。このままでは労働力不足は避けられない事態であり、それは経済成長率の低下を招く大きな要因となる。現状の解決に向け本章では、第 1 節において我が国における労働力不足の実態を把握する。続く第 2 節で労働力不足を引き起こす原因に触れ、最適な政策アプローチを検討する。

1.1 日本の労働力問題

我が国では現状労働力不足の傾向にある。図 1.1 は労働者過不足判断 D.I. と呼ばれ、労働者の過不足の推移を示すものである。この指数は、厚生労働省が実施した「労働経済動向調査」における事業所へのアンケートにおいて、「不足」と答えた事業所の割合から「過剰」と答えた事業所の割合を差し引いたものである。また、正規社員、パートタイム従事者両方についてアンケートを取っている。これによると正規社員、パートタイム従事者の両方において労働者が不足していると答えた企業が多く、さらにその割合が年々増えていることがわかる。したがって現在日本では年を追うごとに労働力不足が深刻さを増している。産業別に見ていくと、医療・福祉や運輸・郵便の分野における不足が著しく、サービス業や学術研究、専門・技術サービス業等も看過できない（図 1.2）。

また現在だけでなく将来も労働力不足が見込まれる。「OECD 対日審査報告書 2015 年版」によると、現在 15 歳から 64 歳の生産年齢人口は年間 100 万人以上減少しており、2030 年までに生産年齢人口は現在の生産年齢人口の 17%、2050 年までには 40% 近く減少することが見込まれている（図 1.3）。よって将来深刻な労働力不足に陥ることが予想される。本来労働力が不足するか否かは労働需要に左右され、労働需要如何では必ずしも労働力不足に陥るとは限らない。しかし、現時点で労働力不足が顕在化しており、これから生産年齢人口が大幅に減少していく我が国においては、近い将来労働力不足が深刻化する可能性は高い。

また、内閣府「平成 20 年度年次経済財政報告」によれば、今後日本は労働力人口が減少することにより潜在成長率が押し下げられることが予測されている。潜在成長率が抑えられ経済が減速すれば、債務残高が対 GDP 比 200% 以上であり同比率が上昇を続ける現在の状況が改善される見込みは低くなる。そうなれば日本財政に対する信頼は揺らぎかねないのみならず、国民の生活水準の

向上が妨げられる恐れがある。したがって労働力不足の解消には早急に取り組まなければならない。このような深刻な状況を鑑みて、本稿では将来の労働力不足解消のための政策提言を行う。

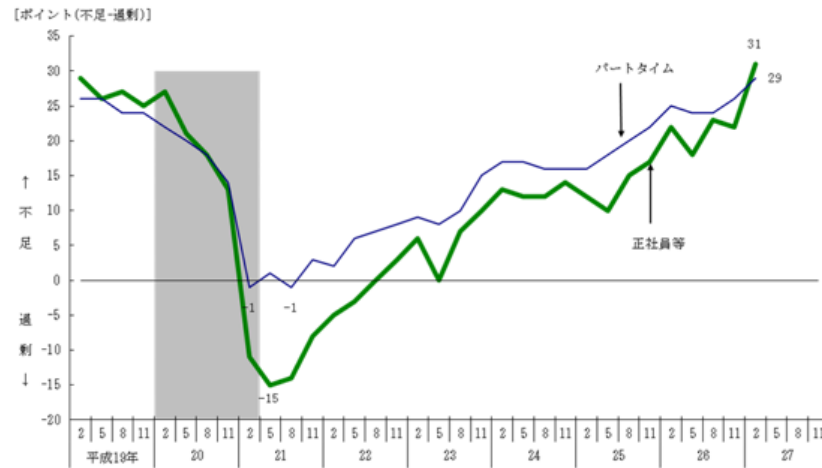


図 1.1 雇用形態別労働者過不足判断 D.I.

出典：厚生労働省「平成 27 年度 労働経済動向調査」

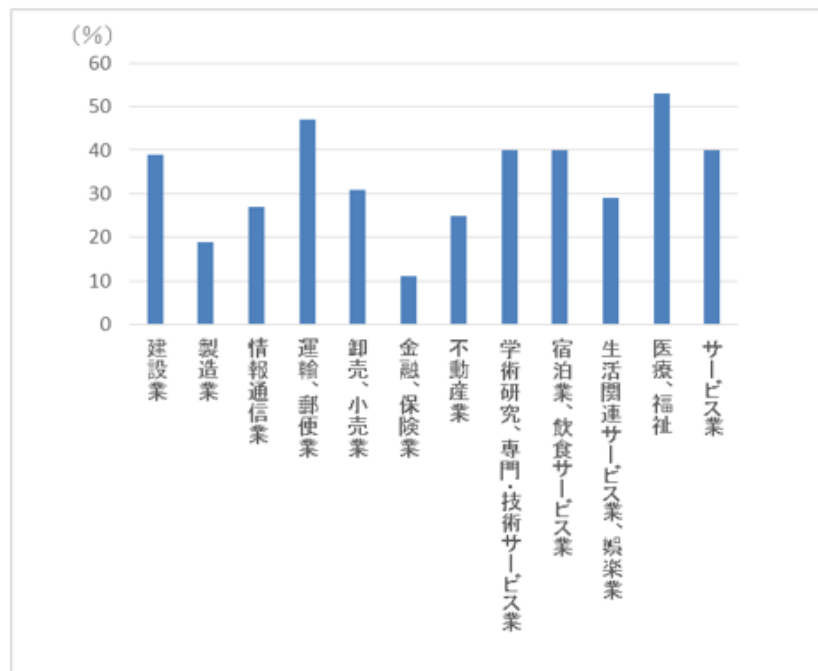


図 1.2 産業別雇用過不足判断 D.I

出典：厚生労働省「平成 27 年度経済動向調査」

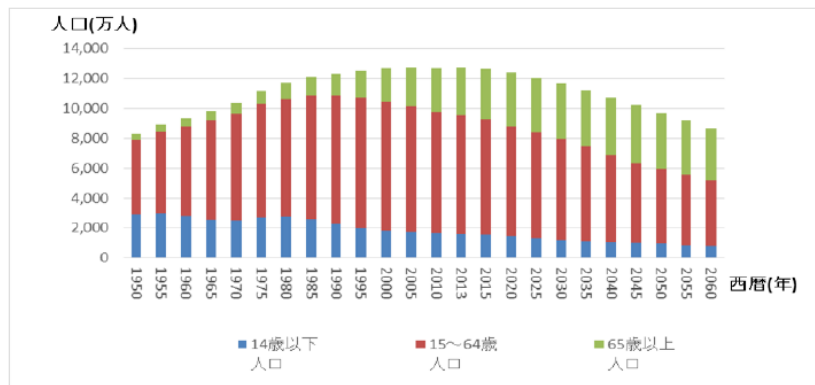


図 1.3 日本の生産年齢人口の推移

出典：総務省「平成 26 年度版情報通信白書」

1.2 原因と解決手段

将来の労働力不足の直接的な原因は、出生率の低下である。2014 年時点の日本の合計特殊出生率は 1.42 であり、人口を維持できる水準 2.07 を下回っている。人口減少とそれに伴う労働力人口^{*1}の減少が将来の労働力不足につながる。労働力不足の解決策としては出生率の向上や移民など人口政策による新規労働力の獲得、もしくは既存の労働力の活用という労働政策が挙げられる。本節ではそれぞれの解決手段について考察する。

新規労働力を獲得する手段の一つに出生率の向上が考えられる。しかし出生率の向上を成し遂げるにはまず女性の仕事と家庭の両立を容易にする必要がある。出生率の低下は、学歴の向上に伴い家庭に専念する機会費用が高くなったことによる女性の晩婚・非婚化と深く結びついている。晩婚・非婚化の背景には仕事と家庭の両立が困難な現状と結婚すれば退職する慣行がある。よって出生率向上には労働政策を行い女性の仕事と家庭の両立支援を執り行うことが必要である。この手順は労働政策が実を結ぶまで待たねばならず、また生まれた子供が生産年齢に達するまで多大な時間を要する。しかし労働力不足は可及的速やかに対応すべき課題であり、出生率向上は解決策として適当ではない。

ほかに移民という選択肢も考えられる。しかし、移民に関しては治安の悪化の懸念などから我が国では否定的な意見が多い。また後藤 [2004] は、厚生レベルを考慮した際貿易自由化の方が効果的であり、労働力不足を移民で補うのは非現実的であることを応用一般均衡モデルにより示している。よって本稿では新規労働力の獲得ではなく、既存の労働力を活用する労働政策に着目する。

既存の労働力で活用する余地があるものとしては女性と高齢者が挙げられる。高齢者については、高齢化と健康寿命の向上によって労働力として期待が高まっている。しかし、内閣府の「平成 18 年国民生活白書」によれば高齢者は経済的な理由によってやむなく働き体力に限界を感じてい

^{*1} 生産年齢人口のうち、求職活動等を行い、労働力を供給する意思のある者。

るものが多数存在することが分かった。さらに企業側も高齢者の培った技術に価値を見出しているが、体力面で無理を強いることのできない等の理由から高齢者を本格的に雇う意向のある企業は2割にとどまっている。また日本の高齢者の労働力率^{*2}は60歳から64歳が70.4%、64歳から69歳が45.6%と極めて高い。これは、アメリカでは60歳から64歳の人口の労働力率が57%、64歳から69歳が32.6%であり、ドイツでは60歳から64歳、64歳から69歳の労働力率がそれぞれ37.7%、7.2%であることから瞭然である。したがってこれ以上の高齢者労働力の活用は望めないと言える。

そこで我々は残る既存の労働力である女性に注目した。次節以降で述べるように我が国には働きたくても働けていない女性が数多く存在するため、女性労働力の活用の余地は十分にあるといえる。また出生率低下の原因が仕事と家庭の両立の困難さにあることから、女性労働力の活用を促進することにより間接的に出生率向上に貢献できると考えられる。以上より本稿では女性労働力活用のための政策を提言する。次章では我が国の女性労働供給についてより議論を深めていく。

^{*2} 生産年齢人口のうち労働力を供給する意思のある者の割合。 $\frac{\text{労働力人口}}{\text{生産年齢人口}} \times 100 (\%)$ で表される。

第 2 章

女性労働力拡充への課題

前章において我が国の労働力問題は人口減少に端を発し、解決手段として女性労働力に活路を見出した。本章では我が国が女性労働力を活用しきれていない理由について考察を深め、それは女性の家庭内の家事・育児負担の重さであることを示す。そして女性の労働を促進するため日本政府が行ってきた施策について比較・考察し、女性の家庭内の家事・育児負担を減少させるための施策として家事支援サービスの利用拡大を提案する。

2.1 女性労働力の現状

本節では、日本における女性の労働力率について概観する。図 2.1 は、日本の男女の労働力率をグラフにしたものである。ここから見て取れる事象が二つある。一つは、労働力率の男女差である。24 歳までは男女の労働力率に差はないが、25 歳からは、男性は労働力率を 90% 以上で維持しているが女性は決して 80% を超えず、男女差が顕現している。もう一つは、女性の 25 歳から 44 歳までの年代で一時的に労働力率が下降し、その後上昇して 50 歳付近で再度下降していく M 字カーブを描いていることである。これらの事実から、女性は男性と比して、社会進出が進んでいないことがわかる。

この女性の低労働力率と M 字カーブを生み出している理由は二つあると考えられる。一つは、24 歳までは労働力率が増加し、その後一時的に低下し、45 歳以降で再び増加することから、25 歳から 44 歳までの女性が特定の理由で労働力市場^{*1}から退出することである。二つ目は非労働力市場^{*2}から労働力市場に参入する際に障壁があるためである。つまり、特に 25 歳から 44 歳までの女性は特定の理由や障壁のために労働力市場に居続ける、あるいは再参入することが難しいため、労働力率の低下や潜在労働力の存在につながると推察される。

ここで女性が労働力市場を退出する理由について考察する。総務省統計局「平成 23 年度就業構造基本調査」によると、我が国では結婚・出産を機に退職する女性が多く、女性の離職者全体で最多を占める。さらに野村総合研究所の「平成 22 年度家庭生活サポートサービス産業についての調

*1 労働力を商品として需要と供給により取引される市場。

*2 労働力市場以外の、労働力をめぐる需給の取引が行われない市場。

査事業」によれば、労働市場を退出した女性のうち、家事や子育てと仕事を両立して働き続けられる職場環境又は家庭環境ではなかったためと答えた割合が全体の約 4 割を占めていた。ここから女性に家事や子育ての負担が集中し、仕事を両立できなかった結果退職した女性が数多く存在することがわかる。

一方非労働力市場に焦点を当てると、働きたいが働けない潜在労働力^{*3}たる女性が 315 万人存在することが分かっている（内閣府 [2014]）。このような女性の労働力市場への再参入を困難にしている原因は、内閣府の「男女共同参加白書平成 26 年版」によれば、出産・育児のため（34.7%）が最も高い。よって、出産・育児のために働くことを妨げられている女性が数多くいることがわかる。

以上のことから、女性にとって家事・育児の負担は労働市場に居続けようとする際、また労働市場に再参入する際も障壁となっていることがわかる。

ここで、育児や家事の負担について議論を深めていく。まず育児について、男女別に子供の年齢と育児時間の関連を示したのが図 2.2 である。これが示すのは、子供の年齢が低いほど育児にかかる時間が多くなり、その負担は女性に集中していることである。さらに育児に関しては、子供を預ける先の不足が長らく問題となっている。全国で 2 万人も存在する保育所に入ることのできない待機児童^{*4}の問題は未解決である。また近年では学齢期に入った児童が学童保育^{*5}を利用できないことによる待機児童問題も注目され、該当児童は全国に約 1 万人にも昇る。こういった幼い子供を預ける機会の不足は両親への肉体的・精神的な負担及び就業の阻害につながる。よって、育児をめぐる環境は、保育期だけでなく学齢期の児童に関しても改善が必要である。

次に家事に関して考察していく。女性の家庭内の役割と労働供給の分析を行った研究としては、筒井 [2014] が挙げられる。筒井 [2014] によれば、日本では伝統的な性別役割分担意識が存在し、女性に家庭内の負担が集中して家事の負担が労働供給を妨げていることが示されている。実際、総務省統計局の「平成 23 年社会生活基本調査」によれば、男性の家事時間が平均 11 分/日であることに對し、女性は 3 時間 16 分/日であったことから、女性に家事の負担が偏っている（図 2.3）。無業有配偶の女性の家事時間を示すのが図 2.4 である。平均は 4 時間 21 分であり、生活時間の大部分を家事が占有している。この負担を一身に背負い仕事を行うのは困難であり、したがって女性に家庭内の家事負担が集中している現状で労働市場参加を促すには女性の家事負担の減少が不可欠である。

以上の議論を踏まえると、女性労働供給増加には仕事と家事・育児を両立するような支援政策が必須である。そこで本稿では女性の家事・育児時間を短縮するような施策を打ち出すことによる女性労働力の拡充を考える。そして次節では、現行の家事と育児に関する支援政策を概観し、女性の労働市場参加を促す政策について更なる改善の可能性を考察する。

*3 本稿では、就職希望があるが、求職活動をしていないため労働力人口に数えられていない者を指す。

*4 保育所入所を希望し、入所要件を満たすが、入所していない児童。

*5 学齢期の児童に関して、放課後に児童を預かる施設。放課後児童クラブなどがある。

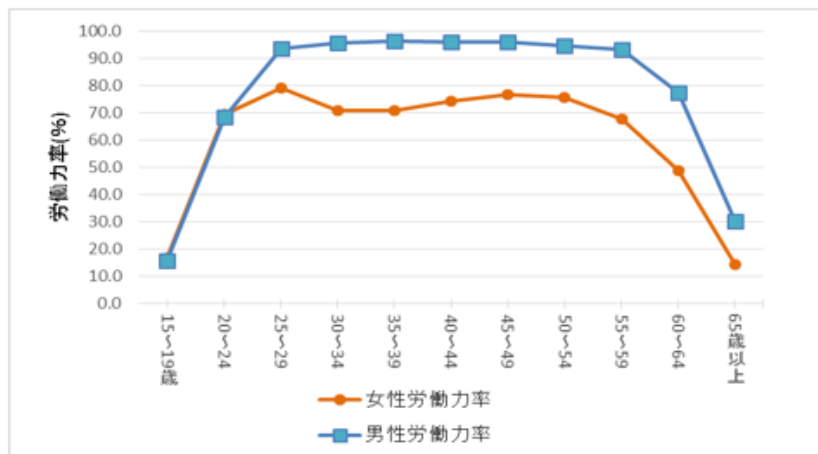


図 2.1 平成 26 年度男女の労働力率
出典：総務省統計局「平成 26 年度労働力調査」

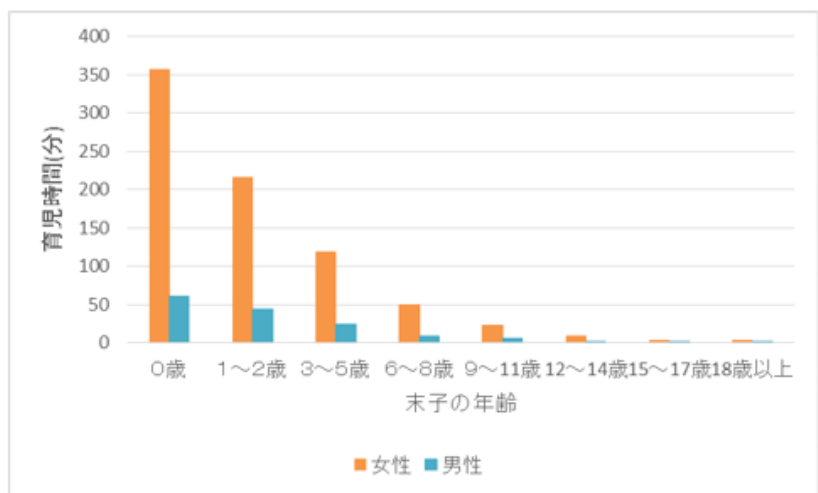


図 2.2 末子の年齢別男女の育児時間
出典：総務省統計局「平成 23 年度社会生活基本調査」



図 2.3 男女の家事時間の比較

出典：総務省統計局「平成 23 年度社会生活基本調査」

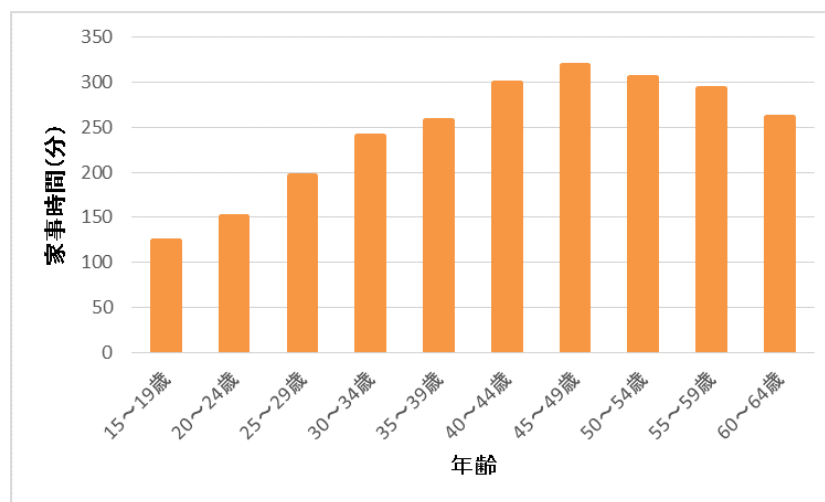


図 2.4 無業有配偶女性の家事時間

出典：総務省統計局「平成 23 年度社会生活基本調査」

2.2 現行の家事・育児支援政策

日本政府も、女性の社会進出を支援すべく種々の家事・育児政策を実施してきた（図 2.5）。ここで、我が国が行っている支援策について育児と家事に分けて概観・比較し、本稿で打ち出すべき施策について考えていく。

まずは、育児に関する政策について概観する。育児に関しては政府も現在に至るまで、新エンゼルプラン、待機児童加速プラン、子育て支援新制度などの様々な施策を実践してきた。ここでは現在政府が行っている育児支援政策について、仕事との両立を支援する制度、保育に関する制度並びに経済的な支援制度に照準を絞り、各々について概観していく。

仕事と子育てを両立するための制度には、出産前後の女性の負担を軽減する出産前後休業^{*6}や幼い子供の面倒を看るための育児休業^{*7}、勤務時間短縮等の措置がある。さらに企業側は、6歳未満の子供がいる従業員に対しては短時間勤務、フレックスタイム、始業・就業時間の繰上げ・繰下げ、所定外労働の免除、託児施設の設置運営などのいずれかの措置を取ることが義務付けられている。

保育に関しては、女性の社会参画が進む中、厚生労働省が多様な保育ニーズに対応するため様々な政策を行ってきた。保育園の設置はもとより、保育所に入れない児童のための家庭的保育事業^{*8}の拡大、認定こども園^{*9}の創設などが行われている。また、正規の時間外の保育を希望する家庭には延長保育^{*10}、夜間保育^{*11}のようなサービスが設けられている。さらに、子育てに不安を持っている保護者に対して、地方自治体の認定した人材が訪問して相談できる制度として育児支援家庭訪問がある。加えて、下校時刻になっても両親の労働等の理由により保護が得られない子供を対象とした放課後児童の問題に対処するため学童保育の拡充にも努めている。

経済的な支援に関しては育児休業給付の実施や、児童手当が代表的なものとして挙げられる。育児休業給付とは育児休業期間に取得できる給付金のことであり、最大で賃金の 67% が取得できる仕組みとなっている。児童手当は、義務教育期間の子供を持つ家庭へ給付され、年齢と子供の数に応じた給付がなされる。

一方、家事を支援する制度に目を向けると、女性に偏った家事負担を軽減するには二つの方法がある。一つは、専門業者などを頼り、家事負担を家庭外にアウトソーシングすることである。この専門業者は、家の内外で家族によって行われてきた家庭生活全般の負担を当人に代わって請け負うサービスを提供し、家事支援サービスと呼ばれている。このサービスは、炊事、洗濯、掃除、惣菜・食材宅配、食品・日用品宅配、セキュリティサービスといった家事だけでなく、学童保育、ベビー

^{*6} 産前 6 週間、産後 8 週間は妊婦の勤務を禁止する制度。

^{*7} 生まれた子供が満 1 歳、子供を受け入れる保育所が見つからない場合は 1 歳 6 か月まで取得可能な休業制度。

^{*8} 自治体の認定を受けた保育者が保育者の家庭もしくは他の場所で保育を行うサービス。不足する保育所を補うため生まれたサービスであり、国庫補助事業となっている。

^{*9} ほぼ同年齢の子供を対象とした幼稚園、保育所を一体化すべきという議論から生まれた、保育と教育を一体的に行う施設。一から作った幼保連携型、幼稚園が保育機能を追加した幼稚園型、保育園が幼稚園の機能を追加した保育園型、認可外の保育施設から発展した地方裁量型がある。

^{*10} 平日、正規の預かり時間を超えて保育する制度。

^{*11} 保護者から要望があれば休日や夜間に児童の保育を行うサービス。

シッター等の育児に関する業務を含む。こういった専門業者を利用した女性の家事担軽減に関しては、あまり積極的に関与していない。平成 26 年度に経済産業省の管轄下で家事支援サービス推進協議会が誕生し、家事支援サービスを行うにあたってガイドラインを作成したのみである。もう一つは家庭内の世帯構成員のみで家事負担を再分配することであり、政府はセミナー等を通じて男性の家事参加を奨励してきた。しかし前節で述べたように現状女性に負担が偏り男性の家事参加は進んでいない。

ここから、我が国における仕事と家庭の両立支援策に関しては育児負担の軽減に偏り、家事に関する政策にはほとんど着手していないことがわかる。育児以外にも女性が家庭内で担っている負担が存在し、それが労働供給を妨げているなら、その負担を取り除かねばならない。加えて育児支援政策は未だ不十分である。したがって、育児と家事両方の側面から包括的な解決を図る必要がある。

そこで本稿で取り上げるのは、家事支援サービス推進協議会のガイドラインを利用した民間の家事支援サービスの利用拡大である。その主たる目的は二つある。一つは日常生活において必須だが多大な時間を要する家事の負担を減らすことである。家事支援サービスは炊事、洗濯、清掃など多種多様なサービスを提供しており、必要に応じて利用することで女性の負担を軽減し、女性の仕事と家庭生活の両立を支援することが可能である。もう一つの目的は本サービスの利用促進を通じて保育の選択肢を増加させ、保育の問題解決の一助とすることである。家事支援サービスを行う法人にはベビーシッターや学童保育など育児のサービスを提供するものも多く存在する。その利用を促進することで、待機児童が多く学童保育の拡充が求められる都会では待機児童問題並びに放課後児童問題の緩和につながると考えられる。次章ではこの家事支援サービスの現状に触れ、最適な政策について考察を深めていく。

目的	制度	概要
仕事と家庭の両立	産前産後休暇	産前産後の妊婦の勤務禁止
	育児休業	子供が満1歳か1歳半になるまで取得可能な休業
	フレックスタイム制	1か月の労働時間を予め定め、労働者がその枠内で都合のよい時間に働く制度
	始業・終業時間の繰り上げ、繰り下げ	状況に応じ、始業時間の繰り上げや就業時間の繰り下げ等を行う制度
	所定外労働の免除	残業等の禁止
保育	認可保育所(延長保育、休日夜間保育)	就学前の児童を預かる施設。平日に正規の預かり時間外に保育を行う延長保育、休日に保育を行う休日保育、子供を夜間預かる夜間保育がある
	認定こども園	保育園と幼稚園の機能を兼ね備えた施設
	ファミリーサポートセンター	自治体が認定した人員が、保育園の送迎など育児の補助を行う制度
	家庭的保育事業	自治体が認定した保育ママの家庭内で保育を行う制度
	放課後児童クラブ	学齢期の児童を預かる制度
	育児支援家庭訪問	家庭訪問を行い、育児の相談を受ける制度
経済的支援	出産手当金	産前産後の一定期間、欠勤で得られなかった賃金の67%を支給する制度
	育児休業給付	育児休業中、最大で休業前の67%の賃金を取得可能な制度
	児童手当	義務教育期間の子供がいる家庭に補助金を支給する制度
	出産育児一時金	出産にかかる経済負担の一部を補助する制度

図 2.5 育児支援政策の概要

厚生労働省「平成 20 年度厚生労働白書」をもとに、筆者作成

第 3 章

政策の方向性

第 2 章では女性の家庭内の家事・育児負担に着目し、解決策として家事支援サービスの利用拡大を提案した。しかし、日本では本サービスの利用率は低くその普及には課題が存在する。そこで本章では家事支援サービスの実態を把握し、消費者が利用しない原因を検討する。そして本サービスの活動が活発な欧米の事例を参考にしつつ利用拡大に向けた最適な政策について考察する。

3.1 家事支援サービスの現状

本節では日本における家事支援サービスの現状及び将来の展望について議論を深める。前章で家事支援サービスは家庭内の家事・育児負担を本人の代わりに請け負うサービスであると述べた。その利用者はなぜ本サービスを需要し、いかなる効用を得ているのか、野村総合研究所「平成 26 年度女性の活躍推進のための家事支援サービスに関する調査」を参考に考察した。結果、本サービスを利用する理由及びメリットは以下ようになった。まず理由に関して子供がいる世帯いない世帯に関わらず家事支援サービスを利用する理由で最も多かったのは家事をする十分な時間がないため、質の高い家事サービスを受けるため、家事をする十分な体力・気力がないための三つであった。さらに共働きと片働き世帯でも同様の結果を得た。次に本サービスを利用して得られるメリットについては主に二つ存在する。一つは家事に掛かる肉体的及び心理的負担の軽減である。利用者のうち、約 7 割から本回答を得ていた。二つ目は、仕事の時間が確保できることであり、利用者の約 6 割が回答していた。さらに本サービスの特筆すべき点として、利用者の満足度の高さが挙げられる。利用者の内約 9 割が本サービスへの満足を示しており、継続利用意向のある利用者也 9 割を超えている。よって、家事支援サービスの需要者は家事をする時間的、肉体的、心理的余裕がないため利用している。その結果家事に掛かる肉体的、心理的負担が軽減され、仕事の両立が容易になるという効用を得、その効用は総じて高い傾向にあることが分かった。このことから、家事支援サービスの利用拡大は、女性の就労促進に資することが期待される。

しかし我が国における本サービスの利用率は低く、野村総合研究所が行った調査では、調査対象者の内 2% しか利用経験が無かった。家事支援サービスが利用されない主な理由としては、「価格が高い」（約 5 割）、「他人を家に入れることへの不安感」（約 4 割）などが挙げられる。そして、家

家事支援サービスへの信頼につながる情報源として有力であるのは、特定の人からの口コミ・評判（約 6 割）、第三者機関による認可（約 4 割）であった（野村総合研究所「NRI パブリックマネジメントレビュー」）。

また、本サービスが女性の労働供給増加の一助となるには、安定的なサービスの供給が必要である。しかし本サービスに従事する企業は、多くが今後の事業拡大に向けて人材面で課題を抱えている。野村総合研究所「平成 22 年度サービス産業活動環境整備調査事業報告書（家庭生活サポートサービス産業についての調査事業）」によれば、人材の確保が課題であると回答した企業は全体の約 15% と比較的大きな割合を占めている。

これらの結果からわかるとおり、今後家事支援サービスの利用を拡大していくには、第三者機関からの認可制度を通じた信頼・利用の拡大、利用者の負担軽減及びサービス提供人材の確保が必要不可欠である。なお、本サービスの支援につながる最も有力な情報源は特定の人からの口コミであったが、政策で影響を及ぼすことが困難であるため本稿では扱わない。

3.2 海外の事例

前節では国内の家事支援サービス産業の現状について分析し、解決しなければならない課題について示した。そこで本節では、海外で取られている家事支援サービス利用促進政策について述べる。

家事支援サービスに関する政策を最も積極的に行っているのがフランスである。フランスは、家事支援サービス利用者に対して利用額の半分の控除する税制優遇措置を取っている他、事業者の信頼を担保する品質認可、当事業のプロモーション政策、消費者の利用手続き簡素化など、家事支援サービス利用促進に向けた政策を積極的に打ち出している。この政策によって、無職女性（主に 40、50 代）の就業を促進することに成功しただけでなく、家事支援サービス産業の成長及び失業率の低下にも貢献した。

また、フランスだけでなくドイツ、イギリス、アメリカといった欧米諸国も同サービスの利用促進に向けた税制優遇措置を行っている。例えばドイツでは家庭内労働者（ハウスキーパーやベビーシッター等）にかかる費用の 20% を控除することが可能な制度がある。イギリスでは費用の 70% を控除可能であり、アメリカでは 20% から 35% までの範囲で控除に含めることができる。このように海外各国は家事支援サービスの利用補助は盛んであり、それぞれの事情に応じて補助額が異なる。

本稿では、第 1 節で述べた現状の問題点を踏まえ、これらの海外の先進事例を参考にしながら日本の事情に即した家事支援サービスの利用促進への政策を提言する。

3.3 政策案と期待される効果

第 1 節、第 2 節を踏まえ本節では、提言する政策の方向性について示し、期待される効果について言及する。

第1節で、国内の家事支援サービス産業の課題は、大きく分けて高額なサービス利用価格、他人を家に入れることへの多大な不安感、サービス提供人材の不足、の三つが挙げられた。それぞれの詳細は第5章で検討し、本節では第4章の分析に向けて概要を述べる。

サービス価格が高額であるという問題を解決するには、利用者の金銭的な負担軽減が必須である。そうした利用者の負担軽減策として本稿では家事支援サービス利用額に対する控除（以下家事支援控除）を提案する。この時控除方法として所得控除、税額控除、給付つき税額控除（補論A参照）があり、第4章のシミュレーションをもとにこれらの選択肢の中から最適な優遇措置を決める。またこの際、代替財源として配偶者控除の廃止も行う。

他人を家に入れる不安感を軽減するにあたり求められるのは、前節で述べたように第三者による品質認可を通じた本サービスの信頼獲得である。家事支援サービスの信頼拡大のために、政府による家事支援サービス業者認可制度を提言する。この認可制度では一定の条件を満たす企業に対して政府が認可を出すことで、利用者の信頼獲得を目標とする。

サービス提供人材が不足している状況下では人材の確保が必要であることから、本稿では家事支援サービス就業支援政策を提言する。日本は労働力不足が叫ばれている一方で、需要不足以外が原因となって発生する構造的失業者も多く抱えている。労働需要不足による失業者は景気によって左右されている一方、構造的失業者は2000年代以降高止まりしている状態である（図3.1）。そこで、この構造的失業者に対して、職業訓練やハローワークといった積極的労働市場政策（労働者に雇用機会を提供したり、能力を高めたりするための財政支出）を行うことがこの就業支援政策の狙いである。

以上の三つの政策の包括的な実施を通じて女性の労働供給量増加を狙うことが本政策の骨子である。また本稿では触れないが、家庭内の制約が緩和されることで女性の就労の選択肢が増えること、そして間接的に仕事と家庭の両立による出生率の向上に貢献することも期待される。

本稿で提言する政策は、我が国の労働力不足を解決する一翼を担わなければならないが、政策の効果を推し量る必要がある。そこで第4章ではシミュレーションを行い、本政策を実施した場合の労働供給の変化を分析する。分析結果をもとに控除率や控除の上限額、控除方法を検討し、最適な税制について決定する。そして第5章では政策の具体的な内容に関して詳細な説明を行う。

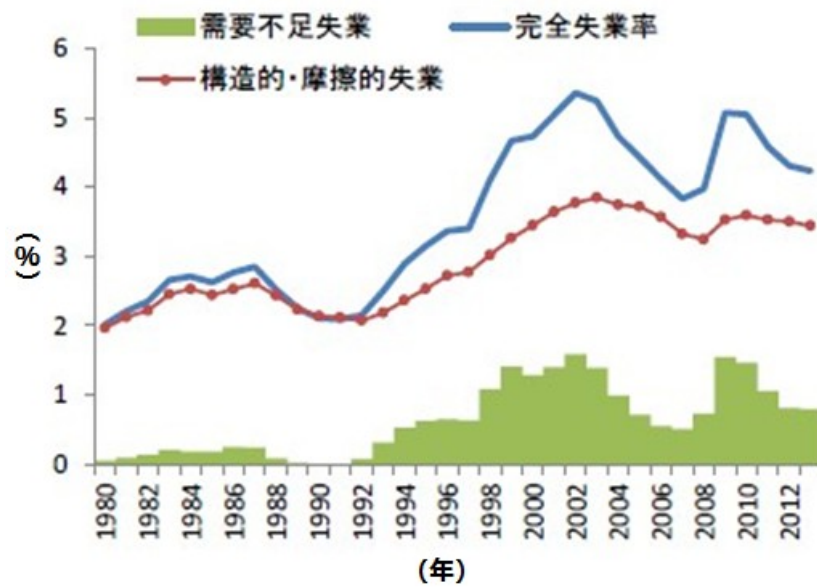


図 3.1 需要不足失業と構造的失業

出典：第一生命経済研究所「労働需給のミスマッチはどこで生じているか」

第 4 章

分析

前章では、本稿の問題意識の解決のために三つのアプローチから政策を提言する必要があることを示した。そこで本章では、これらの政策の中心となり、かつ最も定量的な分析がしやすい経済支援策に関する分析を行う。経済的支援として提言するのは、家事支援サービス利用促進税制の導入と配偶者控除の廃止であった。本章の目的は、新税制導入が労働力不足という本稿の問題意識の改善に効果的であると示すことである。さらに、考えられる複数の税制改革のシナリオごとに政策の効果を分析することで、政策提言に向けた具体的な控除の仕組み・控除率などを決定する。以下では、まず第 1 節で先行研究を紹介し、本稿の位置づけ・独自性に言及する。さらに分析の目的について改めて触れたあと、分析の方法を概観する。第 2 節以降では具体的な分析方法およびその結果について述べ、最後に政策的知見を得る。

4.1 分析の概要

4.1.1 先行研究と本稿の位置づけ

本稿の分析に際しては、主に Bessho and Hayashi[2014] および Labeaga, Oliver and Spadaro[2005] を先行研究として用いた。これらはともに所得税制の変化に伴う家計の労働供給の変化をマイクロシミュレーションによって分析したもので、前者は日本を、後者はスペインを対象としている。これらの論文で用いられている分析方法の大きな特徴は、(1) 労働時間を連続的なものでなく離散的なものとして捉えていること、(2) 家計の効用関数を推定していること、である。労働時間が離散的であるとは、各主体が労働時間のある範囲の連続した値からではなく、いくつかの限られた選択肢から選ぶと仮定することを意味する。実際我々の労働時間選択は、例えば、フルタイム勤務、パートタイム勤務、勤務しない、などの漠然とした選択肢のうち一つを選ぶと表現しても不自然ではない。離散的な労働時間を仮定することで多項ロジットモデルというモデルを用いて効用関数を推定することが可能になり、また、連続的労働時間を仮定する場合に生じる種々のモデル上の制約を回避することができるという技術的な利点も生じる。本稿ではこれらの理由から Bessho and Hayashi[2014]、Labeaga, Oliver and Spadaro[2005] を先行研究として位置づけた。

離散選択モデルを用いた労働供給分析は、Van[1995] を端緒として現在まで多数行われてきた。また Ribar[1995] や Wrohlich[2011] など、単なる所得税制だけでなく、育児に関する政策が労働供給、特に女性の労働供給の変化に与える影響を分析したものも存在する。しかし、日本においては離散選択モデルによって労働供給を分析した文献自体少なく、家事・育児に関する政策を考慮したものもあまり見受けられない。したがって、家事・育児に関する日本の政策の変化に伴う労働供給量の変化を分析するという点で本稿には大きく意義がある。さらに、家事時間を余暇時間から分離することで家庭内労働としての家事の性質を考慮したこと、先行研究では含まれていなかった変数（家事・育児時間、祖父母同居ダミーなど）を新たに加えて分析を行ったことにもさらなる意義があると考えられる。

4.1.2 分析の目的と概略

分析の目的は、本稿で提言する家事支援サービス利用促進税制が労働供給の増加につながることを示し、新たに取り入れる所得税制を具体的に定めることである。前章では考えられる所得控除制度として、所得控除、税額控除、給付つき税額控除の三つをあげた。提言にあたっては最適な控除制度を選ぶ必要がある。そのために、分析では考えられる各シナリオについて (1) 労働供給の変化、(2) 税収の変化、(3) 社会厚生の変化の三つを算出し、それらを総合的に判断した上で適切な控除制度を導く。

分析においては、各家計の効用最大化問題が中心となる。すなわち、家計の効用関数と予算制約をもとに効用を最大化する労働時間を考える。所得税制の変更は予算制約に反映され、政策導入前後の異なる予算制約のもとで、効用を最大化する労働時間がどのように変化するかに注目する。労働時間の変化をシミュレーションする際には家計の効用関数を推定しなければならず、これについては次節で述べる。続く第3節では労働時間、税収、および社会厚生 of 分析方法と結果について説明し、最適な改革方法を示して政策提言へとつなげる。

本稿の分析では労働の供給サイドである家計部門のみを対象とするため、企業に対する分析は行わない。また、一期間のみを対象とした静的な分析にとどまっている。しかし、税制改革による各家計行動の変化をミクロ的な効用最大化に基づいて構造的に捉えることができる。

4.2 効用関数の推定

4.2.1 データについて

分析にあたっては、所得や労働時間などに関する個々の家計のデータが必要になるが、本稿では慶應義塾大学パネルデータ設計・解析センターの「日本家計パネル調査」の個票データを利用した。「日本家計パネル調査」は慶應義塾大学パネルデータ設計・解析センターが2009年から2013年にわたって、同一家計の就業・就学状況、世帯構成、収入・支出などを調査したパネルデータである。調査項目は上記のものに加えて、対象者の健康状態や世帯の資産、住居など幅広いトピックにわたっているが、実際に使用したのは世帯の労働時間、家事・育児時間、所得、その他世帯の特

徴を表す項目（世帯構成、子供の数など）である。また、今回はパネルデータとして利用するのではなく、5年間のうちの2011年の調査データのみを用いて分析を行った。2011年のデータを用いたのは、家事・育児時間の項目が含まれている2011年～2013年のデータのうち最もサンプルサイズが大きかったからである。ただし、2011年の調査では集計されていない項目で、かつ通時的なものについては他年度のデータを使用した。

以下にデータの記述統計量を示す。

記述統計量(配偶者なし世帯)					
変数	平均	標準偏差	最小値	中央値	最大値
子供<6	0.0243	0.171	0	0	2
子供<14	0.0621	0.319	0	0	3
子供≥14	0.113	0.421	0	0	3
年齢	35.02	10.778	21	32	60
高卒D	0.327	0.469	0	0	1
大卒D	0.429	0.496	0	0	1
都市D	0.295	0.456	0	0	1
祖父母D	0.719	0.451	0	1	1

サンプルサイズ:370

図 4.1 記述統計量（配偶者なし世帯） 筆者作成

記述統計量(配偶者あり世帯)					
変数	平均	標準偏差	最小値	中央値	最大値
子供<6	0.371	0.686	0	0	3
子供<14	0.592	0.806	0	0	4
子供≥14	0.666	0.922	0	0	4
年齢(主)	45.33	8.64	23	46	60
年齢(配)	43.53	8.29	23	44	60
高卒D(主)	0.383	0.486	0	0	1
高卒D(配)	0.45	0.498	0	0	1
大卒D(主)	0.443	0.497	0	0	1
大卒D(配)	0.198	0.398	0	0	1
都市D	0.272	0.445	0	0	1
祖父母D	0.184	0.388	0	0	1

サンプルサイズ:911

- ・Dはダミー変数。
- ・(主)、(配)はそれぞれ、世帯主、配偶者を表す。
- ・子供<6、子供<14、子供≥14はそれぞれ、6歳未満、14歳未満、14歳以上の子供の数である。
- ・都市Dは居住地が政令指定都市であれば1をとる。
- ・祖父母Dは、祖父母が同居していれば1をとる。

図 4.2 記述統計量(配偶者あり世帯) 筆者作成

4.2.2 モデル設定

選択肢

家計の世帯主は週当たり 0 時間、20 時間、40 時間の労働時間から一つを選択する。それぞれ、働かない、パートタイムで働く、フルタイムで働くに対応している。また、データから得られる各人の週当たり家事・育児時間（以降家事時間と呼ぶ）は所与とし、そのうちの家庭外への委託割合（家事支援サービスの利用割合）を 0、0.25、0.5 の中から一つ選択する。よって家計の選択肢の数は 3×3 の 9 通りとなる。実際には多様な家事支援サービスの利用形態が存在するが、ここでは簡単化のため上記のように仮定した。なお、配偶者がいる世帯については配偶者の選択も考慮するので、全部で 81 通りの選択肢が存在することになる。分析は配偶者のいる世帯といない世帯に分けて行った。

効用関数

配偶者ありの場合でも大差はないため、以下では配偶者なしの場合のモデル式のみを記述する。家計 i は余暇 L_i と可処分所得 Y_i から効用を得る。家計 i の効用 U_i^* は以下のように表される。

$$U_{ij}^* = U(L_{ij}, Y_{ij} | \mathbf{Z}_i) + \epsilon_{ij} \quad (4.1)$$

ただし、

$$L_{ij} = T - h_{ij} - (1 - s_{ij})K_i \quad (4.2)$$

U は観測可能な効用、 ϵ は観測不可能な効用（あるいは確率的誤差項）を表し、それぞれ家計 $i = 1, \dots, N$ と選択肢 $j = 1, \dots, 9$ について異なる。また $\mathbf{Z}$ は子供の数などの家計の特徴を表す変数のベクトルである。 h_{ij} 、 s_{ij} はそれぞれ各選択肢に対応する労働時間と、サービスの利用割合を表す。 K_i は家事時間、 T は利用可能な時間であり $T = 24 \times 7$ とする。(4.2) 式の通り、余暇は利用可能な時間から労働時間と家庭内の家事時間を差し引いたものとして定義する。

予算制約

ここでは、家計の可処分所得を労働所得と不労所得から税金および社会保険料、さらに家事支援サービス利用の費用を除いたものとする。よって Y_{ij} は以下のように表される。

$$Y_{ij} = w_{ij}h_{ij} + \mu_i - R(w_{ij}, h_{ij}, \mu_i, \mathbf{Z}_i) - F(s_{ij}, K_i) \quad (4.3)$$

w_{ij} 、 μ_i はそれぞれ賃金率、不労所得である。 $R(\cdot)$ は所得税額および社会保険料を、 $F(\cdot)$ は家事支援サービス利用の費用を表す。なおここでは上記の費用を、主要業者の平均的な価格である 1 時間当たり 3240 円とした。(4.2) 式と (4.3) 式より、選択肢が一つ決まると対応する労働時間とサービス利用割合から可処分所得および余暇が決まる。余暇と可処分所得が決まると、最終的に (4.1) 式から家計の効用が決定される。なお、現在働いていない人の賃金率 w_{ij} はデータから計算できないため推定値を用いる必要があるが、賃金推定については補論 B で触れることとする。

4.2.3 推定方法

効用関数の形状はあらかじめ仮定し、各項の係数を推定する。関数形は Labeaga, Oliver and Spadaro[2005] に則り以下のように仮定した。

$$\begin{aligned} U_i^* &= U(L_{ij}, Y_{ij} | \mathbf{Z}_i) + \epsilon_{ij} \\ &= \alpha_{ll} L_{ij}^2 + \alpha_{yy} Y_{ij}^2 + \alpha_{ly} L_{ij} Y_{ij} + \beta_{li} L_{ij} + \beta_{yi} Y_{ij} + \gamma_{fi} \cdot \mathbf{1}\{h_{ij} > 0\} + \epsilon_{ij} \end{aligned} \quad (4.4)$$

α 、 β 、 γ が推定する係数を表す。ここで、 $\mathbf{1}\{h_{ij} > 0\}$ は労働時間が正であるときに 1 をとるダミー変数である。これを取り入れたのは、労働市場の参加の固定費用（仕事を探すコストなど）を効用で表現するためである。したがって推定された係数 γ_f は負の値をとることが予想される。また、

家計の特徴を効用関数の係数に反映させるため、一次の項、および固定費用の項については以下のように係数を置き換える。

$$\beta_{ni} = \beta_{n0} + \beta'_n \mathbf{Z}_{ni} \quad (4.5)$$

$$\gamma_{fi} = \gamma_{f0} + \gamma'_f \mathbf{Z}_{fi} \quad (4.6)$$

ただし、 $n = l, y$ である。

係数の推定は多項ロジットモデルというモデルに従って行うが、ここでは詳細は省く。簡単に説明すると、上で仮定した効用関数から各選択肢を選ぶ確率を計算し、データから得られる実際の選択と対応させ最尤法を用いて推定するというものである。選択確率の計算には ϵ_{ij} の分布を仮定する必要があるが、ガンベル分布を仮定したものが多項ロジットモデルと呼ばれる。詳細については、先行研究および Creedy, Kalb[2005] を参照されたい。なおデータの制約上家事支援サービスの利用に関する情報が得られないため、データ集計当時のサービス利用率が 1 % 程度であることも踏まえ、すべての家計が家事支援サービスを利用していないと仮定した。

多項ロジットモデルで推定できるのは観測可能な効用のみであるので、観測されない効用 ϵ_{ij} は別に推定しなければならない。よって係数を推定した後に、各家計につき以下のような作業を行った。

1. ϵ_{ij} を選択肢の個数分ガンベル分布からランダムに取り出す。
2. 各選択肢に対する効用 U_{ij}^* を計算する。
3. 実際に選んだ選択肢に対する効用が最大になっていれば、1 で取り出した ϵ_{ij} をその家計の観測されない効用とする。そうでなければ、1 から繰り返す。

このようにして、実際の行動と整合性がとれるような ϵ_{ij} を定めた。

4.2.4 推定結果

係数の推定結果は図 4.3、図 4.4 の通りである。所得は 週当たり所得（万円） $\div 10$ 、余暇は 週当たり余暇（時間） $\div 100$ とした。

係数の推定結果(配偶者なし)

変数	係数	Z値		変数	係数	Z値	
所得 ²	-0.214	-2.22	**	余暇	7.59	3.33	***
余暇 ²	-7.08	-6.64	***	×子供<6	4.86	1.7	*
所得	1.048	0.58		×子供<14	-1.08	-2.03	**
×余暇	-0.258	-0.22		×子供≥14	-0.074	-0.13	
×子供<6	11.46	1.84	*	×年齢	0.0224	1.39	
×子供<14	0.797	0.82		×高卒D	-0.895	-2.31	**
×子供≥14	1.35	1.31		×大卒D	-0.401	-1.06	
×年齢	-0.00769	-0.35		×都市D	-0.248	-0.79	
×高卒D	1.7	2.59	***	×祖父母D	0.583	1.61	
×大卒D	0.185	0.31		固定費用	0.842	0.69	
×都市D	0.743	1.55		×子供<6	-7.13	-2.69	***
×祖父母D	-0.897	-1.65	*				

***: 1%有意 **: 5%有意 *: 10%有意

サンプルサイズ: 370

図 4.3 係数の推定結果(配偶者なし) 筆者作成

係数の推定結果(配偶者あり)

変数	係数	Z値		変数	係数	Z値	
所得 ²	-0.74	-11.74	***	余暇(主)	16	6.68	***
余暇(主) ²	-12	-10.28	***	×子供<6	0.987	1.61	
余暇(配) ²	-4.77	-11.43	***	×子供<14	-0.17	-0.53	
所得	8.02	6.24	***	×子供≥14	0.0765	0.24	
×余暇(主)	-3.03	-4.49	***	×年齢(主)	-0.00712	-0.21	
×余暇(配)	-0.234	-0.87		×高卒D(主)	0.625	1.36	
×子供<6	-0.287	-1.07		×大卒D(主)	0.139	0.3	
×子供<14	0.153	0.92		×都市D	0.45	0.79	
×子供≥14	0.361	2.68	***	×祖父母D	1.04	1.73	*
×年齢(主)	0.0476	1.61		余暇(配)	5.64	2.5	
×年齢(配)	-0.0653	-2.07	**	×子供<6	-2.81	-4.88	***
×高卒D(主)	0.304	0.94		×子供<14	0.0126	0.04	
×高卒D(配)	0.292	1.18		×子供≥14	-0.146	-0.55	
×大卒D(主)	0.39	1.26		×年齢(配)	0.022	0.73	
×大卒D(配)	0.45	1.5		×高卒D(配)	0.0862	0.25	
×都市D	-0.194	-0.7		×大卒D(配)	-0.301	-0.67	
×祖父母D	-0.494	-1.75	*	×都市D	-0.385	-0.8	
				×祖父母D	-1.17	-2.23	**
				固定費用(主)	-5.08	-10.06	***
				×子供<6	2.52	4.57	***
				固定費用(妻)	-1.68	-10.61	***
				×子供<6	-0.665	-3.59	***

***: 1%有意 **: 5%有意 *: 10%有意

サンプルサイズ: 911

- ・Dはダミー変数
- ・(主)、(配)はそれぞれ、世帯主、配偶者を表す。
- ・子供<6、子供<14、子供≥14はそれぞれ、6歳未満、14歳未満、14歳以上の子供の数である。
- ・都市Dは居住地が政令指定都市であれば1をとる。
- ・祖父母Dは、祖父母が同居していれば1をとる。

図 4.4 係数の推定結果(配偶者あり) 筆者作成

4.3 シミュレーション

4.3.1 シミュレーションの概要

シミュレーションでは、新たな税制を家計の予算制約に反映させ、推定された効用関数を最大化するような各家計の選択肢を求める。ここで導入されるのは家事支援サービスの利用額に応じた控除および配偶者控除の廃止である。なお、所得税には国税の所得税と住民税（都道府県民税および市町村民税）の二種類があるが、その両方に政策が反映される。新たな予算制約を以下のように表す。

$$Y_{ij} = w_{ij}h_{ij} + \mu_i - R'(w_{ij}, h_{ij}, \mu_i, Z_i, F(s_{ij}, K_i)) - F(s_{ij}, K_i) \quad (4.7)$$

想定される各シナリオについて、新たな選択肢を選んだ時の (1) 労働時間の変化、(2) 税収の変化、(3) 社会厚生の変化を算出する。(1) では、政策後労働時間が増加した人の割合から減少した人

の割合を引いた値を示す。(2) では、政策導入前後の所得税（国税）と住民税の税収を計算しそれらの変化率を求めた。

(3) の社会厚生とは、各家計の厚生を総合的に評価したものであり以下のように定義される。まず、家計の「厚生」とは、ここでは等価所得（政策導入後の効用を政策導入前に達成するために必要な総所得）を指す。導入前後で効用が増加していれば政策前の所得より等価所得は大きくなり、効用の増加が大きいほど等価所得も大きくなる。等価所得は以下の費用最小化問題から求める。

$$\min_j w_{ij}h_{ij} + \mu_i - R(w_{ij}, h_{ij}, \mu_i, \mathbf{Z}_i) - F(s_{ij}, K_i) \quad s.t. \quad U_i^* = \bar{U}_i^*$$

ただし、 $\bar{U}_i^*$ は政策後の効用とする。得られた解を上記の目的関数に代入したものが等価所得となる。このようにして得られた各家計の厚生を一つの評価基準に集約したものが社会厚生であり、以下の社会厚生関数 BW で表現される。

$$BW = \frac{1}{N\lambda} \sum_{i=1}^N ye_i^\lambda \quad (4.8)$$

ye_i は等価所得を表す。 $\lambda \in (-\infty, 1]$ はパラメータであり、 λ の値が小さいほど、家計間の平等をより重視して社会厚生が評価していることになる。シミュレーションではシナリオの比較のために、 $\lambda = 1$ のときの社会構成をシナリオごとに求めた。

4.3.2 分析結果

シミュレーションは、給付つき税額控除、（給付なしの）税額控除、所得控除の三つのシナリオについて行った。配偶者控除の廃止は各シナリオで共通している。結果は図 4.5 の通りである。

結果より、給付つき税額控除を導入した場合の社会厚生がもっとも高かった。しかし、労働時間を増加させた人を減少させた人が上回っており、税収も大きく減少している。よって労働供給を増大させるという本稿の目的に反するため、導入すべき控除制度としてはふさわしくない。税額控除と所得控除を導入した場合はともに労働供給量が増加し、わずかに税額控除の場合の労働供給が上回っている。税収は所得控除の場合のほうが大きい。これは税額控除の場合税額から直接控除されるのに対し、所得控除では税率をかける前の「課税所得」から控除されるからである。労働供給の増加という観点からは、税額控除のほうが望ましい制度である。しかし、今後家事支援産業の市場規模が拡大すると予想されており、サービス利用者の増加に伴って所得税のさらなる減収が見込まれる。実際に同様の政策を導入したフランスでは、サービス利用者の増加により運営する基金が赤字に悩まされている。これを踏まえると、現時点では税収にある程度余裕を持たせるのが最善である。市場規模が 6 倍までに拡大するという野村総合研究所 [2010] の推定に基づいて概算したところ*1、税額控除では市場規模が拡大した場合に現在より大きく減収するという結果が出た。所得

*1 まず配偶者控除のみを廃止した場合のシミュレーション結果から、各控除導入の影響のみを考慮した税収の変化を算出した。さらに、その減収が 6 倍になると仮定し市場規模が拡大した場合の税収の変化を求めた。これは概算に過ぎないが、税額控除では控除導入による減収率が 2 倍になっただけでも（所得税、住民税ともに）現在より税収が減ることがわかった。

控除だと依然税収増が維持できる。以上より、健全な財政の維持を考えると、税額控除より所得控除を導入するのがより望ましいと結論付けられる。

なお実際には図で示した以外にも、各シナリオについて家事支援サービスの出費の何割を控除の対象とするか（控除率）、控除額の上限、の二点を変えながらシミュレーションを行った。その結果同一の控除制度で比べると、控除率・上限が高いほど労働供給・社会厚生が増え、税収が減るという結果が出た。よって、労働供給と税収のトレードオフとなり適切な上限・控除率を選ぶことはできなかった。そのため、フランスと同様の制度を参考にし、控除率は0.5、上限は100万円として結果を示した。給付つき税額控除、税額控除のすべてのパターンは上で述べたのと同様の理由から最適でないと判断できた。

以上より本稿では所得控除、控除率0.5、上限100万円の家事支援サービスの利用額に関する控除を提言する。なお、その場合の詳細な労働時間選択の変化を図4.6に示した。

4.3.3 まとめ・政策的示唆

本章の分析結果より、家事支援控除の導入により労働供給が増加することが示された。また、考えられる控除制度のうち所得控除が最適であることも明らかとなった。以上の結果を踏まえ、次章では、政策の具体的な内容について議論する。

分析結果(一部抜粋)							
	控除方法の仕組み	控除率	上限	労働供給の増減	税収(国税)	税収(地方税)	社会厚生
シナリオ1	給付つき税額控除	0.5	100	-1.33%	-18.39%	-18.11%	273.2
シナリオ2	税額控除	0.5	100	0.71%	2.86%	1.67%	257.84
シナリオ3	所得控除	0.5	100	0.51%	7.64%	6.69%	250.15

※税収は、政策前後の増収率を指す。

図 4.5 分析結果 筆者作成

労働時間選択の変化(所得控除、控除率=0.5、上限=50万)

・配偶者あり世帯・世帯主(%)

		政策後		
政策前		0時間	20時間	40時間
	0時間	1.86	0.00355	0.0178
	20時間	0.0012	1.29	0.0083
	40時間	0.0142	0.0202	96.7

・配偶者あり世帯・配偶者(%)

		政策後		
政策前		0時間	20時間	40時間
	0時間	38.1	0.256	0.748
	20時間	0.139	28.8	0.46
	40時間	0.0735	0.0581	31.19

・配偶者なし世帯・世帯主(%)

		政策後		
政策前		0時間	20時間	40時間
	0時間	4.28	0	0.00645
	20時間	0	10.1	0.0129
	40時間	0.0032	0	85.5

図 4.6 労働時間選択の変化 筆者作成

第 5 章

政策提言

第 3 章では家事支援サービスの現状について分析し、家事支援サービス利用促進のために、利用者の負担軽減、利用者の信頼獲得、サービス提供人材の確保が必要であることを確認した。また前章では、各家計の行動をシミュレーションすることで、労働供給と社会厚生の変化を見ながら最適な控除制度を導き出した。そこで本章ではこれまでの議論を踏まえ、具体的な政策内容について言及していく。

家事支援サービスの利用促進を目指し、本稿では利用者の負担軽減のための家事支援サービス促進税制、信頼度向上のための家事支援サービス業者認可制度、さらに、家事支援サービス業界における労働力確保のための就業支援政策を提言する。そこで、本章第 1 節から第 3 節では、上記三つの政策についてそれぞれ詳しく考察する。また、第 4 節では本政策の実現可能性や、今後の展望について述べる。そして第 5 節ではまとめとして、政策提言全体の限界と意義について再度検討を加える。

5.1 家事支援サービス利用促進税制

本節では家事支援サービス利用促進税制について詳しく述べていく。第 3 章でも述べたとおり、家事支援サービス産業における現状の問題点の一つとして、価格の高さが挙げられる。そのため、家事支援サービスの利用拡大には、利用者の金銭的負担軽減が必要不可欠である。この税制改革では、まず家事支援控除によって利用者の負担軽減を図り、さらに配偶者控除を廃止することによって、代替財源の確保を狙う。まず第 1 項で家事支援控除の申請手続きや税制管理について述べ、第 2 項で配偶者控除廃止を代替財源として採用した理由について説明する。

5.1.1 家事支援控除

前章で行ったシミュレーション分析の結果、家事支援控除は所得控除で実施することが最適であるという結論が得られた。そしてその結果、当初の目的である労働供給の増加が達成されることも示された。そこで本項では、その結果をもとに、家事支援控除の税制管理システムについて述べる。

まず家事支援控除申請書は、他の所得控除制度と同様、年末調整の際に給与支払者に提出し、その後国税庁に届けられる。申請書には家事支援サービスの年間利用料を記載、さらにそれを証明するものを添付し、国税庁はこの申請書をもとに所得控除を行う。これは次項で述べる配偶者控除の代替として導入されるものなので、従来の所得控除制度と比べて大きな変更はなく、税制管理にかかる追加的なコストはほぼない。

5.1.2 配偶者控除の廃止

本項では、この家事支援控除の代替財源確保を目的とした配偶者控除の廃止について、既存の議論を参考にしながら詳しく検討していく。

まず、現状の配偶者控除制度について確認する（図 5.3）。配偶者控除とは、「納税者に配偶者がおり、その配偶者の年間合計所得金額が 38 万円以下（給与のみの場合は 103 万円以下）である場合に、38 万円の所得控除が受けられる」（国税庁ホームページ）という制度である。また、「配偶者控除の適用がない者で、納税者本人の合計所得金額が 1000 万円以下の場合、かつ、配偶者の合計所得金額が 38 万円超 76 万円未満（給与のみの場合は 103 万円超 141 万円未満）である者」（国税庁ホームページ）については、配偶者特別控除が適用される。配偶者特別控除額は最高で 38 万円だが、配偶者の合計所得金額が増えると控除額が少なくなる。この制度は 1961 年に、専業主婦の多い日本で低所得世帯の補助を目的として導入したものであるが、現在は共働きの世帯が増えた上に専業主婦の世帯は経済的に余裕のあるところが多く、配偶者控除によって優遇する必要性が薄い。また、この配偶者控除が女性の労働意欲を阻害している可能性もあり、現在既に配偶者控除廃止に向けた議論もなされている。

シミュレーション結果からも分かるとおり、配偶者控除廃止による増収分で、家事支援控除による減収分を十分賄うことができている。また、本政策は女性の労働促進による労働供給の増加を目的としたものであるため、女性の労働意欲を阻害している可能性がある配偶者控除制度を廃止することで、間接的に女性の労働促進につながり、政策の目的達成に貢献すると考えられる。以上の理由から、家事支援控除の代替財源として、配偶者控除の廃止は適していると考えられる。

5.2 家事支援サービス業者認可制度

第 3 章でも触れたとおり、家事支援サービスの現状の問題点として、価格の高さと同様に利用者の信頼度の低さがあげられる。日本では他人を家にあげることに抵抗を持つ人が多く、いくら利用者の負担を減らしたとしても、企業の信頼度の上昇なくして家事支援サービスの普及は望めない。そこで、政府が一定の条件を満たしている企業に対して認可を出す事によって、サービス利用者の信頼獲得を狙う。

本節では、まず第 1 項で認可制度の運営主体や具体的な手続きについて、そして第 2 項で認可を出す際企業側に求められる条件について、それぞれ詳しく述べていく。

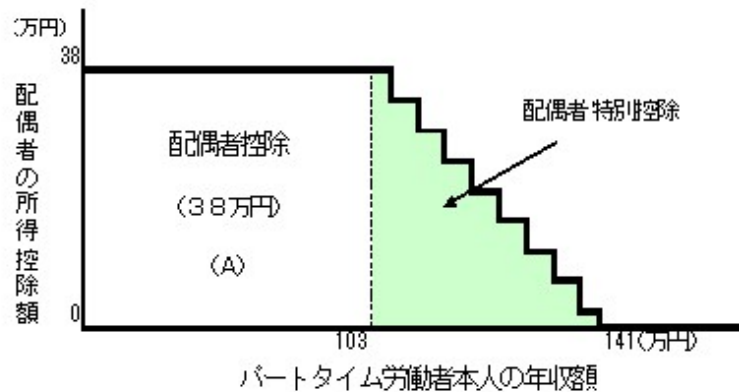


図 5.1 配偶者控除のイメージ図

出典：パート労働者キャリアアップ支援サイトホームページ (<http://part-tanjikan.mhlw.go.jp/career/law/vol.15.html>)

5.2.1 認可制度の運営主体と認可手続き

本項では、認可制度の運営主体と認可手続きについて検討する。まず認可制度の運営主体であるが、これは主体が中央政府か地方自治体かの二つに分かれる。中央政府主体で運営する場合、情報を一括管理することができ、制度の変更なども容易である。しかし、認可企業が増えるにつれて情報伝達に時間やコストがかかり、情報量も莫大なものとなるため一括管理によるメリットが相殺されてしまう。経済産業省によると、2011 年で 811 億円であった家事支援サービス産業の市場規模は、将来約 6000 億円にまで拡大する見込みがある。そのため、認可企業が増える可能性は極めて高く、中央政府主体で認可制度を運営するメリットは小さい。一方、地方自治体主体で運営する場合、取り扱う地域が限定的であるため、中央政府よりも運営費用を抑えることができる。また、地域の特徴やニーズに応じた制度運営が可能となる。以上の理由から、運営主体は地方自治体であるのが望ましい。本稿では規模の大きさを考慮し、都道府県を運営主体として考える。

次に認可手続きについて述べる（図 5.2）。この際、日本で行われている医療機器認可制度である S-JQA マーク認証制度や、有機農産物の認可制度である JAS マーク検査認証制度を参考にしている。まず新規に認可申請を出す企業は、本社が属している都道府県に対して、次項で述べる認可条件について記載した認可申請書を提出する。申請を受けた各都道府県は申請書の書類審査に加え、現地調査に審査員を派遣する。審査の結果企業が次項で触れる認可条件を満たしていれば、都道府県は企業に対して認可を出し、政府が指定した認可マークの使用を許可する。この認可マークによって利用者の信頼度向上が期待されるが、そのためには審査を通過した後も継続的に企業を監視しなければならない。そこで、認可企業に対しては年一回の書類による定期報告を義務付ける。この定期報告ではサービスの利用状況や消費者からの評価について報告させ、家事支援サービスの現状を把握する。また、これらの認可企業に対して定期調査も年一回のペースで実施する。ここで

は企業が認可条件を遵守しているかどうかについて調査し、問題があった場合は警告を出す。そして二回の審査で連続して警告を受けた企業は、認可を取り下げ、認可マークの使用を禁止する。

以上が我々の提言する認可制度の運営システムである。次に、具体的な認可条件について検討する。



図 5.2 認可申請手続きのフローチャート
筆者作成

5.2.2 認可条件

前項では認可制度の運営システムについて検討したが、本政策を実行するには認可基準の設定も必要不可欠である。そこで本項では認可を出す際に企業側が備えていなければならない条件について検討する。それにあたり、経済産業省の日本家事支援サービス推進協議会がまとめた報告書に記載されてある家事支援サービス事業者ガイドラインや、家事支援サービスを担う大手企業のサービス内容を参考にした。

先述した家事支援サービス事業者ガイドラインでは、

1. 利用者ニーズの調査の実施
2. 利用者ニーズを踏まえたサービス設計の実施
3. 提供サービス内容の明確化
4. 適正な契約の締結
5. サービス提供前のコミュニケーションの実施
6. サービス提供体制の構築
7. サービス実施内容の（スタッフへの）明確化
8. 利用者の満足度調査の実施とそれを踏まえた改善
9. フォローアップ体制の構築

の九点が、事業者が担保すべき項目として挙げられている。しかし、この認可制度の目標は「他人を自宅にあげることへの不安感」の解消である。コスト削減の観点から認可に必要となる調査の量は最小限にとどめられているのが理想的なため、今回の認可条件では上記のガイドラインのうち、上記の課題が解消されるような項目を、より具体的にした上で採用する。

ガイドラインの九つの指標のうち、上記の条件に当てはまるものは3、5、6、8、9の五つであると考えられる。まず3については、サービスの料金体系や行われる作業の内容を利用者に分かりやすく伝えておくことで、利用者に安心感を与えられる。次に5については、サービス提供前に利用者とスタッフで予めコミュニケーションを取ることで、利用者の警戒感を弱めることができる。6については、良質なサービスを提供できるようスタッフへの教育などといった体制が整っていることで、利用者を安心させることができる。また、8については、利用者がスタッフを定期的に評価することでサービスの質の向上につながるだけでなく、その評価を第三者にも分かる形で公開する仕組みを作ることで、他の利用者に信頼感を与えることができる。これは家事支援サービス企業 CaSy が実際に採用しているシステムで、利用者からは高い評価を得ている。最後の9については、スタッフが何らかの形で利用者に対し損害を出した場合の補償内容を示すことによって、利用者の信頼獲得が見込める。

以上から、認可を出す際企業側に求められる条件は、次の五つである。

1. サービスの料金体系や作業内容を明確にしてある
2. サービス提供前に利用者とスタッフでコミュニケーションを取る機会を設けている
3. 良質なサービスを提供できるようなスタッフ教育体制が整っている
4. 利用者がスタッフを定期的に評価し、その評価が第三者も確認できるような仕組みを設けている
5. 利用者に損害が出た場合の補償内容を具体的に示してある

5.3 家事支援サービス就業支援政策

前節までは、国民に家事支援サービスを利用してもらうための政策を検討してきたが、家事支援サービス産業に従事する労働力の不足については解決されていない。そこで本節では、この産業におけるサービス提供人材の確保を目的とした就業支援政策について検討する。第3章でも触れたように、この政策は構造的失業者をターゲットにした積極的労働市場政策である。そこで、第1項では、積極的労働市場政策を頻繁に行っている欧州諸国や日本国内の事例を取り上げ、それらを参考にしながら第2項で我々が提言する家事支援サービス就業支援政策について述べる。

5.3.1 積極的労働市場策の先進事例

本項では、欧州諸国や日本国内の積極的労働市場政策について検討し、次項で述べる政策内容の参考とする。

欧州では積極的労働市場政策、特に若年層に向けた労働政策が頻繁に取られている。その中でも新サービスに焦点を当てた NSEJ 政策について詳しく述べていく。柳沢・井田 [2003] によると、NSEJ 政策とは、若年に仕事を与えることと社会サービスの充実を図ることを目的として、1998年にフランスで取られた政策である。この政策は新しいサービスを公的部門や NPO などの非営利

部門が創出し、18-25 歳（働いたことがなく失業保険の受給資格がない者は 30 歳まで）の若年を雇った場合に、国が 5 年間、法定最低賃金の 80 % の賃金補助と社会保険料を負担するというものである。このような政策は即効性があるものの、非常にコストが高く、時間の経過とともに効果が逡減するという問題を抱えている。

一方国内でも、家事支援サービス産業における積極的労働市場政策は限定的ながら行われている。東京都は 2015 年に、家事サービスセミナーとして独自に家事支援サービスの就職説明会を各地で実施している。さらに、家事支援サービス業者を招待して就職希望者との個別相談会の場も設けており、家事支援サービスにおける労働力の確保に尽力している。しかしこうした取り組みは東京都のみのものであり、実施範囲拡大の余地は十分に残されている。また、練馬区では老人向けの家事支援サービス職業体験が実施されており、先述した家事サービスセミナーの内容と組み合わせることで、より労働力確保につながりやすいと考えられる。

これらをまとめると、家事支援サービス産業における労働力確保のための政策は、賃金補助、就職説明会、職業訓練（職業体験）などが考えられる。しかしながら、NSEJ のような賃金補助にはやや問題がある。第一に、政策実施コストが非常に大きく、実現可能性が不透明である。さらに、日本の家事支援サービス産業の場合、企業側からの労働需要ではなく、労働供給が不足しているため、このような政策を実施しても解決には至らない。以上から、日本の家事支援サービス提供人材の獲得のためには、就職説明や職業体験イベント実施の範囲拡大が望ましい。

5.3.2 就業支援政策の具体的内容

前項で触れたとおり、現在家事支援サービス就業説明会や職業体験イベントは東京都が独自で行っているのみであり、2015 年に始まったばかりの試みである。しかし東京都だけが実施している上に、一度のみの開催では政策の効果は非常に限定的である。よって本稿では全都道府県による家事支援サービス就業説明会兼職業体験イベントの継続的な実施という政策を提言する。そこで、本項では家事支援サービス就業支援政策の運営主体、イベントの具体的内容、プロモーション政策について順に説明する。

まず運営主体について本政策は全国各地での実施となるため、政府主体で行うよりも都道府県主体で行った方が明らかに政策コストはかからない。そのため、運営主体は都道府県であることが望ましい。

次に、イベントの具体的な内容について、東京都が既に実施しているものを参考にしながら検討する。まず、家事支援サービスの業務内容などを説明する就職説明会は、労働力確保には必須である。さらに、労働供給側のニーズをつかむために、各企業と就職希望者との個別相談会も実施しなければならない。また、就職希望者が業務内容を体感するだけでなく、家事支援サービス業界でのスキル習得を目的とした職業体験も実施する。これらの内容を含んだイベントを継続的に実施することで、サービス供給人材の確保を狙うことができる。

また、これらのイベントは認知されなければ政策効果を得ることができない。そのため、チラシや広告といったプロモーション政策を同時に行う必要もある。

以上をまとめると、本稿ではサービス供給人材確保のために、就職説明会、個別相談会、職業体験という内容を含んだ家事支援サービス就職説明イベントの各都道府県による継続的な実施を提言する。

5.4 実現可能性と今後の展望

第1節から第3節で、大きく分けて（1）家事支援サービス利用促進税制（2）家事支援サービス業者認可制度（3）家事支援サービス就業支援政策の三つの政策について、具体的内容を述べた。本節では、これらの政策の実現可能性について主にコスト面から検討し、さらに今後の展望についても述べる。

まず、家事支援サービス利用促進税制にかかるコストに関して検討する。第1節第2項で検討したように税制管理に関する追加的コストはかからない。また、配偶者控除廃止による増収分から家事支援控除によって減収分を差し引いた額は、シミュレーション結果からプラスになることが分かっている。以上から、政策（1）では追加的コストはかからないだけでなく、増加した税収によって他政策にかかるコストを賄うこともできる。一方、政策（2）（3）においては、運営主体を都道府県に設定しているため、都道府県にはこれらの制度運営コストという負担がかかる。しかし、政策（1）において増えた税収を都道府県に還元することで、政策（2）（3）の人件費に充てることは可能である。よって、政策（1）～（3）を総合的に見た場合、追加的にかかるコストは限定的であると言え、本政策の実現可能性は十分あると考えられる。

次に、本政策の実施以降の展望について述べる。本政策の実施によって、今後家事支援サービス産業は成長を続け、サービス利用者の人数も増加することが見込まれる。そのため家事支援控除の恩恵を受ける人が増え、政府の負担が増す恐れがある。しかし、配偶者控除廃止に伴う増収により、こういった事態にも十分対処しながら労働供給の増加を達成することが可能である。最終的には、家事支援サービスが各家庭に普及し、女性が働きやすい環境が我が国にも備わるだろう。

5.5 まとめ

本稿では、女性の雇用促進を目的とした家事支援サービス利用促進政策（図 5.3）について提言した。第4章のシミュレーション結果からも分かるとおり、政策（1）の税制改革によって労働供給は増加したが、政策（2）（3）も、少なからずシミュレーション分析に影響を与えている。まず（2）家事支援サービス業者に対する認可制度は、情報の非対称性を除去する役割を持っている。消費者が家事支援サービスに対して僅かな情報しか持たない場合、第4章のシミュレーション通りに消費者が行動するとは限らない。そこで、認可制度を採用することで、家事支援サービス業者は利用者に対してサービス内容の優良性をアピールすることができ、こうした問題を解決できる。また（3）家事支援サービス就業支援政策は、シミュレーション通りにサービス利用者の家事負担が軽減され、余った時間で労働することを可能にしている。以上をまとめると、政策（2）（3）は第4章で行ったシミュレーションをより精密にする効果を持っている。つまり、第4章で得られた結果は、

本章で提言した（１）～（３）の三つの政策の総合的な帰結としてのものであると考えられる。

シミュレーションの結果、本政策の実施によって労働供給の増加を達成できることが確認された。また本政策は利用者の経済負担だけでなく、企業の信頼度やサービス提供人材も考慮しており、既存の育児支援政策とも補完関係にあることから、我が国長年の課題である労働力不足の解決策として適切な案であると言える。

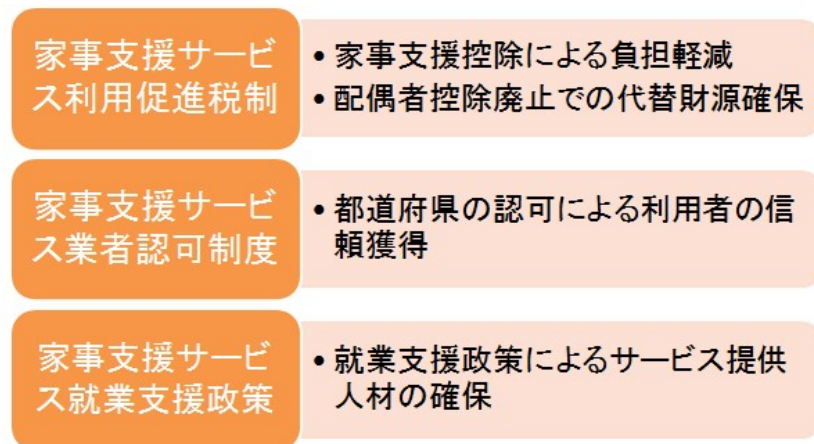


図 5.3 提言する政策の概要

筆者作成

おわりに

本稿では、まず日本の労働問題に着目し、女性の社会進出を目的とした家事支援サービス利用促進政策の必要性を示した。そして、家事支援サービスの現状を踏まえた結果、(1) 家事支援サービス利用促進税制 (2) 家事支援サービス業者認可制度 (3) 家事支援サービス就業支援政策の三つの政策を提言した。この際シミュレーション分析によって労働供給、税収の変化を計測し、所得控除が最適な控除制度であることを確認した。第4章の結果からも分かるとおり、この政策は当初の目的である労働供給の増加に貢献できると考えられる。さらに、第5章で述べたとおり、コストを考慮したとしても実現可能性は極めて高い。

その一方で、本稿では控除率や上限額など税制の具体的な仕組みについて決定することができていない。というのも、所得控除でのシミュレーションを行ったところ、政府の負担が増えるほど労働供給と社会厚生が増加するという結果が得られた。そのため労働供給と実現可能性を両立できる最適な控除率・上限額の組み合わせを判断することが困難だったのである。

また、認可制度や就業支援政策によって都道府県には大きな負担がかかるが、本稿ではこれらのコストについて定量的な値を示すことができていない。第5章で述べたように、税制改革によって増えた税収で賄うことができるが、認可制度や就業支援政策にかかるコストによっては賄いきれない可能性もある。

しかしながら、日本の労働力問題は早急に対処しなければならないため、労働供給の増加が期待できる本政策は日本にとって必要不可欠なものである。本稿を通じて日本の労働力問題・女性問題の現状を再認識し、さらには発展途上のサービスである家事支援サービス業界に注目する機会となれば幸いである。

最後に、家事支援サービス産業が発展し、女性問題や労働力不足の解消が一刻も早く進められることを願い、本稿の結びとする。

先行論文・参考文献・データ出典

先行論文

- Bessho, S., and M. Hayashi (2014) "Intensive margins, extensive margins, and spousal allowances in the Japanese system of personal income taxes: A discrete choice analysis," *Journal of the Japanese and International Economies*, Volume34, ELSEVIER, pp. 162—178
- Creedy, J., and G. Kalb (2005) , "Discrete hours labour supply modeling: specification, estimation and simulation," *Journal of Economic Survey* 19 (5) , Wiley, pp. 697—734
- Labeaga, Jose M., X. Oliver, and A. Spadaro (2005) "Discrete choice models of labour supply, behavioural microsimulation and the Spanish tax reforms," *The Journal of Economic Inequality* 6 (3) , Springer, pp. 247—273

参考文献

- 大槻寛 (1997) 「人口政策と社会保障」『季刊・社会保障研究』Vol.32 pp436-445
- 経済産業省「家事支援サービスについて」
(<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/bunka/koyou/dai7/siryous.pdf>)
2015/9/9 データ取得
- 川口大司 (2011) 「ミンサー型賃金関数の日本の労働市場への適用」RIETI Discussion Paper Series 11-J-026
(<http://www.rieti.go.jp/jp/publications/dp/11j026.pdf>)
- 厚生労働省「保育所関連状況取りまとめ」
(<http://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-11907000-Koyoukintoujidoukateikyoku-Hoikuka/0000057778.pdf>) 2015/10/13 データ取得
- 厚生労働省「両立支援に係る諸問題に関する総合的調査研究」
(<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2009/09/dl/h0929-1a.pdf>) 2015/9/9 データ取得
- 厚生労働省「平成 20 年度版厚生労働白書」
(<http://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/kousei/08-1/dl/01.pdf>)

- 後藤純一（2004）「少子高齢化と移民政策:外国人労働力の直接活用と間接活用」
 (https://hermes-ir.lib.hit-u.ac.jp/rs/bitstream/10086/14308/1/pie_dp225.pdf)
 2015/10/27 データ取得
- 総務省「平成 26 年度版情報通信白書」
 (<http://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/h26/html/nc141210.html>)
 2015/9/11 データ取得
- 筒井淳也（2014）「女性の労働参加と性別分業—継続する「稼ぎ手」モデル」『日本労働研究雑誌』 July 2014, pp7083
- 内閣府「平成 18 年国民生活白書」
 (http://www5.cao.go.jp/seikatsu/whitepaper/h18/01_honpen/) 2015/10/9 データ取得
- 内閣府「平成 20 年度年次経済報告書」
 (<http://www5.cao.go.jp/j-j/wp/wp-je08/08.html>) 2015/9/13 データ取得
- 内閣府「男女共同参画白書平成 26 年版」
 (http://www.gender.go.jp/about_danjo/whitepaper/h26/zentai/) 2015/9/9 データ取得
- 内閣府「平成 27 年度版少子化対策白書」
 (<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shoushika/whitepaper/>) 2015/10/9 データ取得
- 野村総合研究所「NRI パブリックマネジメントレビュー 女性労働力拡大を支える『家庭生活サポートサービス産業』確立に向けて」
 (<https://www.nri.com/jp/opinion/region/2013/ck201312.html>) 2015/9/13 データ取得
- 野村総合研究所「平成 22 年度サービス産業活動環境整備調査事業報告書（家庭生活サポートサービス産業についての調査事業）」
 (http://www.meti.go.jp/meti_lib/report/2011fy/E001304.pdf) 2015/9/11 データ取得
- 労働政策研究・研修機構「データブック国際労働比較 2015」
 (<http://www.jil.go.jp/kokunai/statistics/databook/2015/index.html>) 2015/9/11 データ取得
- 柳沢房子・井田敦彦（2003）「諸外国の若年雇用政策」
 (<http://www.ndl.go.jp/jp/diet/publication/issue/0410.pdf>) 2015/10/26 データ取得
- IMF (2004) "How will demographic change affect the global economy?" *World Economic Outlook*, September 2004, IMF, pp.137-180
- Ribar, David C. (1995) "A Structural Model of Child Care and the Labor Supply of Married Women," *Journal of Labor Economics*, Vol. 13, No. 3 (Jul., 1995), University of Chicago Press, pp. 558-597
- Solow, Robert M. (1957) "Technical Change and the Aggregate Production Function" *The Review of Economics and Statistics*, Vol. 39, MIT Press Journals, pp. 312-320
- Van Soest, A. (1995) "Structural Models of Family Labor Supply: A Discrete Choice Approach," *The Journal of Human Resources*, Vol. 30, No. 1 (Winter, 1995), University of Wisconsin Press, pp. 63-88

- Wrohlich, K. (2011) "Labor supply and child care choices in a rationed child care market," DIW Berlin Discussion Paper No. 1169, (<http://ssrn.com/abstract=1954648>) 2015/10/2 データ取得

データ出典

- 総務省統計局「労働力調査」(<http://www.stat.go.jp/data/roudou/>) 2015/9/11 データ取得
- 総務省統計局「平成 24 年就業構造基本調査」(<http://www.stat.go.jp/data/shugyou/2012/>) 2015/9/11 データ取得
- 総務省統計局「平成 23 年度社会生活基本調査」(<http://www.stat.go.jp/data/shakai/2011/h23kekka.htm>) 2015/10/11 データ取得
- 厚生労働省「労働経済動向調査」(<http://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/koyou/keizai/1505/>) 2015/9/9 データ取得
- 国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp/tetsuzuki/shinkoku/shotoku/kakutei.htm>) 2015/10/22 データ取得
- OECD statistics (<http://stats.oecd.org/Index.aspx>) 2015/9/11 データ取得
- 第一生命経済研究所「労働需給のミスマッチはどこで生じているか？」(http://group.dai-ichi-life.co.jp/dlri/rashinban/pdf/et13_059.pdf) 2015/10/22 データ取得
- パート労働者キャリアアップ支援サイトホームページ (http://part-tanjikan.mhlw.go.jp/career/law/vol_15.html) 2015/10/31 データ取得
- 所得税・住民税簡易計算機 (<http://www.zeikin5.com/>)

補論 A 所得税額の計算

ここでは、所得税の計算について説明する。所得税額は、以下の段階を経て算出される（図 5.4）。

1. 収入から必要経費を差し引き、所得を求める。
2. 所得から特定の金額を控除し、課税所得を求める。
3. 課税所得に所得税率を乗じ、所得税額を計算する。
4. 所得税額から特定の金額を控除する。

この 4 で求められた金額が納めるべき所得税となる。またこの 1 から 4 までの手順の中で、2 で控除されるものは所得控除、4 で控除されるものは税額控除と呼ばれる。所得控除には配偶者控除や基礎控除などが、税額控除には配当控除や住宅借入金など特別控除などが該当する（図 5.5）。また、本論で触れられた給付つき税額控除とは、控除額が所得税額を超えた場合、前者から後者を引いた金額を給付する制度である。例えば控除額を 10 万円とした場合、4 で計算された額が 10 万円より大きければ、4 で計算された額から 10 万円を引いた額を納税すればよい。逆に 4 で計算された額が 10 万円より小さければ、10 万円から 4 を引いた金額だけ給付される。

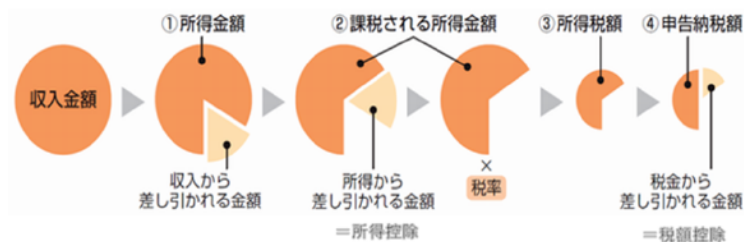


図 5.4 所得税計算のイメージ

出典：所得税・住民税簡易計算機ホームページ

控除一覧	
所得控除	税額控除
社会保険控除 小規模企業共済等掛金控除 生命保険料控除 地震保険料控除 寡婦、寡夫控除 勤労学生、障害者控除 配偶者（特別）控除 扶養控除 基礎控除 雑損控除 医療費控除 寄附金控除	配当控除 （特定増改築等）住宅借入金等特別控除 政党寄附金等特別控除 住宅耐震改修特別控除 住宅特定改修・認定住宅新築等特別控除 災害減免額 外国税額控除

図 5.5 所得控除と税額控除一覧

データ出典：国税庁ホームページ

補論 B 賃金推定

データ集計時に働いていなかった人の賃金率を推定するため、働いていた人の個票データから賃金率を被説明変数とする回帰式を推定した。その際には Wrohlich[2011]、川口 [2011] を参考にしている。推定式は以下の通りである。

$$\ln(wage_i) = \beta_0 + \beta_1 highD_i + \beta_2 colD_i + \beta_3 seiki_i + \beta_4 seiki_i^2 + \beta_5 rinji_i + \beta_6 rinji_i^2$$

$highD_i$ 、 $colD_i$ はそれぞれ高卒ダミー、大卒ダミーであり、 $seiki_i$ 、 $rinji_i$ はそれぞれ正規雇用の経験年数、臨時雇用の経験年数を表す。推定結果は図 5.6 の通り。

推定結果(賃金率)			
変数	係数	t値	
定数項	-2.38	-56.479	***
高卒ダミー	-0.00281	-0.081	
大卒ダミー	0.321	8.806	***
正規雇用	0.043	11.25	***
臨時雇用	-0.049	-9.646	***
正規雇用 ²	-0.00064	-7.399	***
臨時雇用 ²	0.00134	7.435	***

***: 1%有意 **: 5%有意 *: 10%有意

サンプルサイズ: 2574

図 5.6 推定結果 (賃金率)